

身体拘束等適正化のための指針

医療法人 厚生会 在宅医療部

1 基本的考え方

身体拘束及びその他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人の全事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解して拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等のないケアの実施に努めなければならない。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束等廃止の規定

サービス提供に当たっては、当該利用者や他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を禁止する。

(2) 緊急やむを得ない場合の三原則

身体拘束等を行う場合には、以下の3つの要件をすべて満たすことを必要とする。

①切迫性

利用者本人や他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性

身体拘束等に代わる介護方法がないこと

③一時性

身体拘束等が一時的なものであること

2 身体拘束等適正化に向けての基本方針

(1) 身体拘束等の原則禁止

当法人の事業所においては、原則として身体拘束等を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合

仮に、前述の3要件を満たす場合でも以下の点に留意する。

①組織による決定

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、カンファレンス等で組織として慎重に検討し、決定する。

また、身体拘束等に関する説明書等（別紙：「身体拘束等に係る説明書・経過観察等記録【様式】」参照）に拘束の態様や時間、緊急やむを得ない理由などを記載する。

加えて、カンファレンス等で身体拘束等の原因となる状況を分析し、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を、統一した方針のもとで決定する。

②利用者、家族等への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、これらの手続きの中で、利用者や、家族または保証人等（以下「家族等」という）に対して事前に身体拘束等の内容や期間などをできる限り詳細に説明し、十分な理解を得る。なお、説明は管理者もしくはそれに準ずる者が行う。

仮に、事前に説明し理解を得ている場合でも、実際に身体拘束等を行う時点で必ず個別に説明し、理解を得た上で行う。

③身体拘束等に関する記録

（別紙：「身体拘束等に係る説明書・経過観察等記録【様式】」参照）

身体拘束等を行った場合には、その態様や時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳のある生活に努める。
- ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協同で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的な生活ができるように努める。

3 身体拘束等適正化に向けた体制（身体拘束等適正化委員会の設置）

当法人では、身体拘束等の適正化に向けて「身体拘束等適正化委員会」を設置する。

(1) 身体拘束等適正化委員会の協議内容

- ①施設内での身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- ②身体拘束等を行わざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③身体拘束等を行った場合の解除の検討
- ④身体拘束等の適正化に関する職員への研修及び教育内容の検討
- ⑤利用者にとって安全な環境を確保するための施設の整備等の実施

(2) 身体拘束等適正化委員会の構成員

この委員会の責任者（委員長）は在宅医療部長とし、その他委員（職員）で構成する。

- ①在宅医療部長（委員長）
- ②管理者
- ③看護職員
- ④介護職員
- ⑤リハビリ職員 等

(3) 身体拘束等適正化委員会の開催

- ①3カ月に1回以上開催する。
- ②必要時には随時開催する。
- ③必要に応じて医師に意見を求める。

4 身体拘束等の発生時の対応に関する基本方針

サービスの提供に当たっては、利用者や他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

《参考》 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

（厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」2001年3月）

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。（手足の自由を奪う道具や工夫をする。）
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。

緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束しない場合のリスクについて検討し、身体拘束等を行うことを選択する前に、①切迫性②非代替性③一時性の3要件すべてを満たしているかどうかについて確認する。

要件を確認した上で身体拘束等が必要と判断された場合は、その方法や場所、時間帯、期間等について検討し、あらかじめ利用者本人や家族等に対する説明書を作成する。(別紙:「身体拘束等に係る説明書・経過観察等記録【様式】」参照)

(2) 利用者本人、家族等に対する説明

身体拘束等の内容・目的・理由・場所・拘束時間または時間帯・期間・改善に向けた取組方法を詳細に説明し、同意を得る。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束等に関する記録は義務付けられており、所定の様式(別紙:「身体拘束等に係る説明書・経過観察等記録【様式】」参照)を用いて、その様子、心身の状況、理由などを記録する。これに基づき、身体拘束等の早期解除に向けて、その必要性や方法を随時検討する。

(4) 身体拘束等の解除

再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は、速やかに拘束を解除し、契約者や家族等に報告する。

なお、試行的に身体拘束等を中止し必要性を確認することになったその後、再度数日以内に同様の身体拘束等による対応が必要となった場合には、家族等に連絡し、経過報告をする。そして、その了承のもと同意書の再手続がなくとも、生命保持の観点から同様の対応を実施する。

5 身体拘束等適正化・改善のための職員教育・研修

介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束等の適正化と人権を尊重したケアの励行を図るべく、下記のとおり職員教育を行う。

- ①定期的な教育・研修(年2回)の実施
- ②新任職員に対する身体拘束等適正化・改善のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

6 指針の閲覧

この指針は、求めに応じていつでも利用者や家族等が自由に閲覧できるように、ホームページに掲載するなど、積極的な公表に努める。

身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公開することが職員としての責務である。

7 その他、身体拘束等適正化推進のために

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、ケアに関わる職員全体で、以下の点について十分に話し合って共通認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組む。

- ①マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ②事故発生時の法的責任問題回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ③高齢者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。
- ④認知症等であるということで安易に身体拘束等を行っていないか。
- ⑤ケアの中で本当に緊急やむを得ない場合にのみ、身体拘束等を必要と判断しているか。他の方法、手段はないか。

身体拘束等適正化をきっかけに「よりよい介護サービス」の実現を目指し、利用者本位の真心と優しさのこもった「よりよい介護サービス」を実現する。

附則

本指針は2022年9月1日から施行する。

別紙：身体拘束等に係る説明書・経過観察等記録【様式】

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束等に係る説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束等を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことをお約束します。

記

- A 利用者（入居者）本人または他の利用者（入居者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代わる看護・介護方法がない
- C 身体拘束、その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 身体拘束等の必要な理由	
身体拘束等の方法 〔場所、行為（部位、内容）〕	
身体拘束等の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状態	
身体拘束等開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで
医師のコメント	

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

事業所名：

管理者

㊞

記録者

㊞

（利用者または家族等の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認しました。

年 月 日

氏名

㊞

（利用者との続柄：

）

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束等に係る経過観察・再検討記録

様

月/日 時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス 参加者名	記録者 サイン

医療法人 厚生会 在宅医療部

身体拘束等適正化のための指針

2022 年 9 月 1 日

医療法人 厚生会 在宅医療部

〒918-8135

福井市下六条町 217 番地

TEL 0776-41-8300

FAX 0776-41-4117
